
* 定 款 *
* * *

東京産業株式会社

東京産業株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は東京産業株式会社と称し英文では
TOKYO SANGYO CO.,LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業およびこれに関連する事業を営む
ことを目的とする。

1. 次の品目に係る国内販売および輸出入ならびにその業務代
行
 - (1) 船舶 航空機 車両
 - (2) 機械器具
 - (3) 金属資材および製品 土木建築資材 木製品 燃料およ
び礦油、油脂 肥料 薬品 繊維製品 紙類 食糧品 日用
品 雑貨
2. 船舶、航空機、車両、機械器具類の賃貸借および管理業
3. 工事請負、建築物の設計および監理業
4. 発電事業および電気、蒸気ならびにその他エネルギーの供
給に関する事業
5. 古物売買業
6. 陸上および海上運送業務ならびにその代理業
7. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険
代理業
8. 自社不動産の賃貸および管理業
9. 工業所有権、ノウハウ、システム技術その他ソフトウェア
の取得、企画開発および販売業
10. 医療用具の販売および賃貸業

11. 産業廃棄物の収集、運搬および処分業
12. 温室効果ガス排出権売買取引の仲介
13. 建物および車両内外の保守管理清掃業務
14. 前記各号に関連する一切の事業
(本店)

第3条 当社は本店を東京都千代田区内に置く。
(機関)

第4条 当社は、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は6,400万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。

③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いならびに手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(自己株式の取得)

第13条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は取締役社長これに当る。

②取締役社長差支えあるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果、その他法令で定める事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 20 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は 10 名以内とする。

②当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 22 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)

第 23 条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 24 条 代表取締役は取締役会の決議によって選定する。

②取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長 1 名を選定する。

③取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長 1 名を選定することができる。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または、本定款のほか取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の招集権者および議長)

第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長が招集し議長となる。

②取締役会長差支えあるときまたは欠員のときは取締役社長これに代り、取締役社長差支えあるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

第 28 条 取締役会の招集通知は各取締役に対して、会日の 3 日前までに発する。ただし緊急の場合は、これを短縮することができる。

②取締役会は取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

②当社は取締役会の決議事項について取締役（当該決議について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 30 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の定める額を限度として免除することができる。

②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合は、これを短縮することができる。

②監査等委員会は監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第39条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。

(配当金の除斥期間等)

第41条 剰余金の配当金(中間配当金を含む)は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

②未払の剰余金の配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第1条 第107回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。

(附則の削除日)

第2条 前条および本条は、平成39年6月28日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。

以 上

改定日：2023年3月2日

